沖縄県教育委員会職員等公益通報制度運営要領

（趣旨）

第１　この要領は、沖縄県教育委員会職員等公益通報制度に関する要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定により、沖縄県教育委員会職員等公益通報制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（公益通報）

第２　要綱第３条第１項に規定する県の事務若しくは事業に関する各号の事実については、職員等（公益通報者保護法第２条第１項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。）の行為（職員等の私生活上の行為は含まない。以下同じ。）によって生じた事実をいう。

（通報様式）

第３　要綱第７条に規定する親展文書（封書）又は電子メールは、別紙「通報様式」による書面とする。

（フローチャート）

第４　要綱第７条から第10条に規定する公益通報の処理等は、別紙「沖縄県公益通報処理に関するフローチャート(内部通報)」に従って運用するものとする。

２　要綱第７条第１項の規定により受け付けた通報を受理するための形式的要件を判断するにあたって、次に掲げる要件をすべて満たす通報（以下「公益通報」という。）である場合は、当該公益通報を受理するものとする。

⑴　苦情、要望、意見又は相談（公益通報窓口以外の窓口で受け付けること等によって処理を図ることが適当と認められるものを含む。）ではないこと。

⑵　通報対象事実（職員等の通報に係る行為が要綱第３条各号のいずれかに該当することをいう。）を具体的かつ客観的に指摘しているものであること。

⑶　過去に行われた同一の通報者からの同一の趣旨の通報ではないこと。

（調査班）

第５　要綱第７条に規定する調査において総務課長及び学校人事課長(以下「所管課長」という。）は、調査班を編成し、調査を行うことができる。

２　調査班においてヒアリングを行うに当たっては、正確を期するため、２名以上の職員で対応するとともに、原則として相手の同意を得たうえで録音を行うものとする。

附　則

この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 25 年６月５日から施行する。

附　則（令和５年 12 月 13 日　教総第 1014 号）

この要領は、令和５年 12 月 13 日から施行し、同日以降になされた公益通報について適用し、同日前になされた公益通報については、なお従前の例による。

附　則（令和８年 11 月９日　教総第 10022 号）

この要領は、令和８年 11 月９日から施行し、同日以降になされた公益通報について適用し、同日前になされた公益通報については、なお従前の例による。

別紙

通報様式

厳重取扱注意

公　益　通　報　書

件　　名	
通報者氏名 （身分等に係る該当事項に○）	 【 職員・嘱託員・臨時的任用職員・非常勤職員・再任用職員・任期付職員・その他（　　）】 【 受託又請負事業者の役員・従業員 ・その他（　　）】 ※元職員、元従業員等の場合は、「その他」にその旨と退職年月日を記載
所属又は連絡先 （連絡に係る留意事項又は要望）	

事案の概要	いつ	
	どこの 誰が	
	どこで 何のために	
	何を どんなときに	
証拠等	何に反しているのか	
	証拠となる資料 (調査すべき資料)	
	それを知った経緯	
	他にそれを知っている人	
備考		

※　証拠となる資料等があれば添付して下さい。

別　紙

沖縄県公益通報処理に関するフローチャート（内部通報）

通報対象事実の発生

役割								
通報対応業務従事者							懲戒処分等	
《通報対応業務従事者の対応》	**≪受付≫** 通報の到達 **形式的要件が成立** それ以外 通報の受理	内容に具体性なし	**調査する必要あり** **調査する必要なし**	**≪調査≫** 調査の実施 調査の終了	**通報事実あり** **通報事実なし**	**≪是正措置等≫** 是正措置 再発防止策	**通報処理の終了**	**≪フォローアップ≫** ・必要事項について、適宜公表 ・是正措置等の実効性評価 ・不利益取扱いの有無を確認
	書面・メール		必要に応じ通知		努力	努力		
《通報者》	**通報**	義務						
	受理・不受理及び理由の通知 （氏名等不詳は不要）		調査不要の理由を通知		通報事実なしの調査結果を通知	他の利益に配慮しつつ、是正措置等を通知		